

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第35号

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

総社市火災予防条例施行規則（平成17年総社市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第3条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始（休止後の再開も含む。）の届出を必要とするものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項イ、(2)項、<u>(3)項</u>、(5)項イ及び(6)項口に掲げる防火対象物</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 令別表第1(1)項ロ、(4)項、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（第2号及び第3号に掲げるものを除く。）で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員30人以上のもの</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係）</p>	<p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第3条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始（休止後の再開も含む。）の届出を必要とするものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項イ、(2)項、(5)項イ及び(6)項口に掲げる防火対象物</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 令別表第1(1)項ロ、<u>(3)項</u>、(4)項、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（第2号及び第3号に掲げるものを除く。）で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員30人以上のもの</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係） 略</p>

改正後	改正前
(別紙のとおり) <u>様式第12号の2 (第6条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第12号の2 (第6条関係)</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項の規定は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号の2 (第2条の2関係)

火災予防上必要な業務に関する計画書

年 月 日			
総社市消防長 様			
届出者			
住所			
(電話)			
氏名			
(法人の場合は, 名称及び代表者) (印)			
防火担当者			
住所			
(電話)			
氏名 (印)			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
一日あたりの 人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とすること。
- 2 □印のある欄には, 該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は, 記入しないこと。

様式第12号の2（第6条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
総社市消防署長 様			
届出者 住 所 (電話) 氏 名			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。